

岡山県立瀬戸高等学校 校内ルール

令和7年4月1日

1 生徒への指導について

- ・いかなる場合も体罰は厳禁とする。授業規律については、毅然とした態度で望むが、言葉遣いや発言には人権上の配慮を行うこと。
- ・「わいせつ行為等根絶に向けた岡山県公立学校教職員行動指針」（別紙1）を遵守する。なお、個別指導を行う場合は、密室において生徒と1対1にならないような配慮を行うとともに、指導を行う場合には管理職や学年の教員等にその旨を伝える。

2 情報の管理

- ・岡山県教育情報セキュリティポリシーに則り、岡山県教育情報セキュリティ対策基準に基づいた、瀬戸高校情報セキュリティ対策に基づき実施する。（詳細は別途）

3 携帯電話等の使用

生徒への連絡は、学校の電話から、生徒の家庭の電話へ連絡を行う。やむを得ずそれ以外の方法をとる場合は、教職員の携帯電話の使用に関する方針（別紙2）に従って行う。
また、スマートフォン等は、必要のないときは持ち歩かない。

4 自家用車の公務使用に係る生徒等の同乗に関する取扱いについて

自家用車の公務使用は、「自家用車の公務使用に係る生徒等の同乗に関する取扱いについて」（別紙3）に基づき行う。自家用車への生徒の同乗は原則禁止とする。やむを得ず同乗させる場合は、事前に管理職に相談し、保護者の了解（別紙同意書）をとり、自家用車生徒等同乗使用承認申請書を提出する。

5 学校徴収金等の取り扱い

学校で徴収する金銭は、「岡山県立瀬戸高等学校学校徴収金等会計事務処理基準（抄）（別紙4）」に従い取り扱う。部費等の部活動での徴収金も、各部で会計責任者を置き、出納簿を作成するとともに、通帳や鍵のかかる金庫等で適切に管理をする。また、四半期ごとを目途にチェックリストを作成し、PTAの監査を受ける。

6 補助教材の適切な使用について

- ・学習指導要領等の趣旨に従い、生徒の心身の発達段階に即した教材を用いること。
- ・多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解に十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方へ偏った取扱いとならないこと。

<生徒・保護者からの校内相談窓口は次のとおりです>

- ・学校生活全般に関すること・・・・・・各担任、年次主任
- ・部活動に関すること・・・・・・・各部顧問、生徒課長
- ・悩み・教育相談に関すること・・・・・・担任、教育相談係、養護教諭等相談しやすい教員
- ・教職員（体罰、セクシャル・ハラスメント等）に関すること・・・・教頭

安心できる環境づくりのためになんでもご相談ください。